

(1面から続く)

【答弁】成果やコストに配慮した経営の実践は不可欠である。事務業務の改革や改善を外部の有識者(これまでは内部のみ)の意見を取り入れて推進していく。

3. マーケティング戦略について

①経済状況の低迷は、市の戦略やSWOT分析(戦略分析の手法)にどう影響を与えたか。

【答弁】住民誘致に影響を与え、越谷レイクタウンなどの近隣他市からの脅威は増している。「都心から一番近い森の街」を継続してアピールし、ブランド化を進めていく。

②商業集積で、差別化促進のため新しい手法による提案力強化が必要でないか。

【答弁】利根運河や流山駅周辺の週末観光資源を、イベントや観光雑誌にてPRしていく。

③宿泊施設の誘致をどう考えているか。

【答弁】流山おおたかの森や南流山は利用客が多く見込める立地条件である。誘致活動を最優先分野のひとつと位置づけ

て活動していきたい。

④海外からのプレツアード、市の課題は何か。

【答弁】シティセールス室で英語版パンフレットや字幕入りVTRなどを作成していく。

⑤観光インフォメーションセンターをおおたかの森出張所に設置すべきではないか。

【答弁】来年度後半に、日曜情報センターを発展的に観光インフォメーションセンター的に活用できるよう検討する。

⑥グストリレーション(複数部署の依頼への対応)の導入によりサービスを向上できないか。

【答弁】4月から総合受付でフロアに出てお客様を案内できるように準備を進めている。

⑦観光地や商業施設と主要駅を結ぶバス路線充実のため、計画の見直しはするのか。

【答弁】将来的には、住民生活や商業、観光来者双方に快適な交通システムとして機能するべく、バス交通の充実を図る必要があると考えている。

「定額給付金」流山市では……

①流山市から3月末に各家庭に「申請書」が送られる。

②「申請書」に記入し市に返送すると4月下旬頃銀行口座に振込まれる。

★振り込め詐欺にご注意!

市役所から電話による問い合わせはしません。電話があれば「振り込め詐欺」を疑って下さい。

「流山市自治基本条例」(抜粋)

(条例の全文は、流山市のホームページをご覧ください)

第1条(目的)

この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにすると共に、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

第2条(条例の位置づけ)

この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。

第3条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。
- (2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。

第5条(地域コミュニティ)

市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という)が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。

第7条(知る権利)

市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。

第12条(子どもの意見表明の機会の保証)

市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

第17条(市民投票)

市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の請求があったときは、これを実施しなければなりません。

2. 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。

3. 市民投票の請求及び実施については別に条例で定めま

第23条(財政運営)

5. 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって、必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。

第35条(内部通報)

職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為があることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければなりません。

2. 市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱をしてはなりません。